

くじ抽選の方法について

地方自治法施行令第167条の9に基づいて、最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札書のうちくじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に係らない職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。

2 くじの手順

- (1) 入札参加者名簿（入札参加申込があり、入札参加資格が確認できた者を整理した名簿をいう。）の小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，・・・）を付与する。
- (2) くじ対象者の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計をくじ参加者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）の「抽選番号」の見積参加者を落札者とする。

例）くじ対象者が3者の場合

- (1) 入札参加者名簿に登録されている整理番号の小さいものから順に「抽選番号」（0，1，2，3，・・・）を付与する。

入札者名	任意のくじ番号	入札参加者名簿整理番号	抽選番号
A	1 2 3	0 0 0 1	0
B	0 7 8	0 0 0 2	1
C	3 4 9	0 0 0 3	2

- (2) くじ番号の和を求め、くじ対象者数で除算し、余りを算出する。

$$1\ 2\ 3\ (A) + 0\ 7\ 8\ (B) + 3\ 4\ 9\ (C) = 5\ 5\ 0$$

$$5\ 5\ 0 \div 3\ (者) = 1\ 8\ 3 \times 3\ (1\ 未満切り捨て) \\ = 5\ 4\ 9 \quad \underline{\underline{余り\ 1}}$$

- (3) 落札者の決定

入札者	抽選番号	落札
A	0	
B	1	○
C	2	

※抽選番号と余りが一致